

AIFMD

Update on transposition requirements and delegation strategies



1. AIFMs grappling with questions around transposition requirements

EU加盟国がAIFMD(The Alternative Investment Fund Managers Directive)を国内法に取り込む期限は2013年7月22日までとされています。

(1) Marketing

EU加盟国による国内法制化までにnon-EUのAIFM(Alternative Investment Fund Manager)は、運用しているnon-EUのファンドをその加盟国独自の国内法によって販売することが可能です。しかし、EU加盟国はAIFMDの国内法制化に伴いそうした独自の国内法を廃止する見込であることから、こうしたnon-EUのファンドについてはマーケティング手法についてdue diligenceを受ける必要があると見込まれます。

AIFMDの国内法制化が完了後も各EU加盟国の現行の私募制度を利用するために、non-EUのAIFMはレポートング、ディスクロージャーなどの新しいルールに従う必要があります。

(2) Taxation

最悪のケースでは、AIFMはその所在国と実質的に管理およびコントロールしていると見做される国とで二重課税になる可能性があります。

2. Issues around delegation

AIFMDでは外部委託が可能ですが、fund administration、portfolio management、risk managementなどの機能のうちどこまでを外部委託できるかは明確ではありません。新しいルールでは、自ら行う機能よりも“significantly larger percentage”を外部委託することはできないとされており、AIFMはその有する機能の見直しを求められることになります。また、外部委託先に支払う報酬にAIFMDのガイドラインの適用があるか否かも問題となっています。

以上

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部 LOB(Line of Business)

e-Mail: assetmanagement@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているAIFMD Letterをベースに作成したものです。

詳細につきまして、法令等の原文を参照するとともに法律専門家等にご相談されることをお勧めいたします。

内容についてご質問等がございましたら左記金融事業部LOBまでご連絡ください。